

## 第9節 IT国家戦略の策定【要旨】

インターネットを中心とするITの進歩は、情報流通の費用と時間を劇的に低下させ、密度の高い情報のやり取りを容易にし、私たちの暮らしを飛躍的に便利にするとともに、世界規模での急激かつ大幅な社会経済構造の変化を生じさせることとなった。この結果、世界は工業社会から高度情報通信ネットワーク社会、すなわち情報と知識が付加価値の源泉となる社会に急速に移行しつつある。

こうした中、欧米やアジアの国々は、国際競争で優位に立つためにIT基盤の構築を国家戦略として集中的に進めようとしており、我が国としても、既存の制度や慣行によりIT革命への取組が遅れることのないように、必要な環境整備を迅速に進める必要がある。

政府は、これまで、「高度情報通信社会推進に向けた基本方針」を策定（平成7年策定、平成10年改定）するなど情報通信の高度化等に取り組んできたところであるが、我が国が21世紀においても引き続き経済的に繁栄し、国民全体の更に豊かな生活を実現するためには、情報と知識が付加価値の源泉となる「高度情報通信ネットワーク社会」にふさわしい情報通信インフラや法制度等の国家基盤を早急に確立した上で、卓越したハードウェア製造能力等の情報通信分野における我が国の強みを活かす形でIT革命を推進することが必要であることから、IT革命の推進を政府の戦略課題として位置付け、平成12年7月に内閣に「情報通信技術（IT）戦略本部」を設置するとともに、20名の有識者から構成される「IT戦略会議」を設置して、検討を行った。

その結果、平成12年11月にIT戦略会議において「IT基本戦略」が策定され、平成13年1月には、「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）」に基づき、政府としての一体的な取組を迅速かつ重点的に推進し、官民の総力を結集する拠点となる「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT戦略本部）」を設置し、その第1回戦略本部会合にお

いて、「IT基本戦略」に基づき、IT革命を遂行する国家戦略として、市場原理に基づき民間が最大限に活力を発揮できる環境を整備し我が国が5年以内に世界最先端のIT国家となることを目指す「e-Japan戦略」が策定された。

さらに、平成13年3月末に開催された第3回戦略本部会合において、「e-Japan戦略」を具体化し、高度情報通信ネットワーク社会の形成のために政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策を明示した「e-Japan重点計画」が決定された。また、「e-Japan戦略」及び「e-Japan重点計画」を各府省の平成14年度の施策に反映する年次プログラムとして、「e-Japan2002プログラム」を6月末を目途に策定する予定である。

今後は、政府としては、IT戦略本部を中心とした内閣のリーダーシップのもとに本計画を確実に実施するとともに、その達成状況を継続的に調査し、必要に応じて新たな施策を重点計画に加えることにより、世界最先端のIT社会への転換を迅速に推進することとしている。

# 1 IT社会の推進に向けた戦略体制の整備

## IT革命推進を政府の戦略課題として位置付け

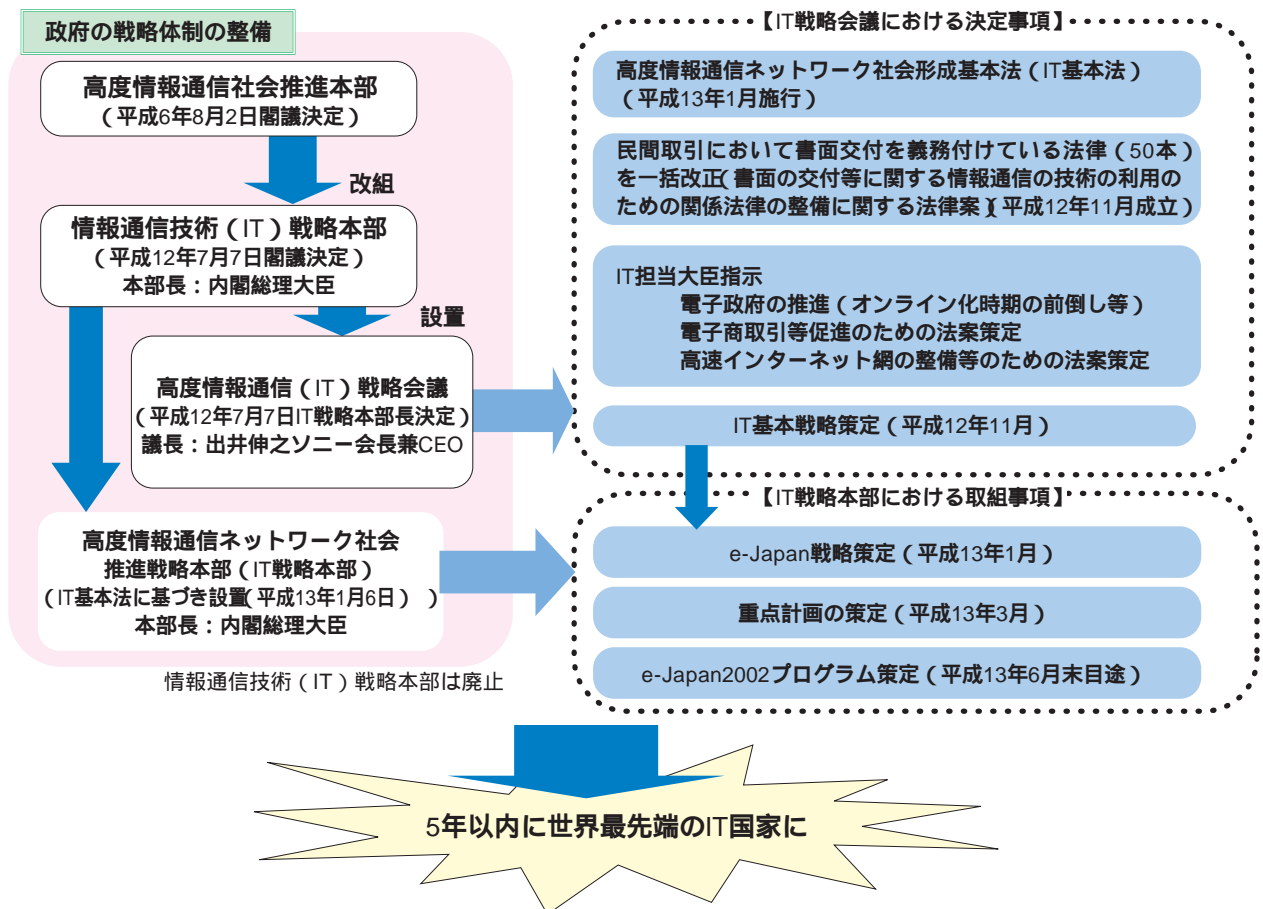
世界規模で生じている情報通信技術（IT）による産業・社会構造の変革、すなわちIT革命に取組み、IT革命の恩恵を全ての国民が享受でき、かつ国際的に競争力のある「IT立国」の形成を目指した施策を総合的に推進するため、平成12年7月に内閣総理大臣を本部長とする「情報通信技術（IT）戦略本部」が内閣に設置されるとともに、官民の力を集結して、戦略的かつ重点的に検討を行うため、20名の有識者から構成される「IT戦略会議」が設置された。

その後6回にわたってIT戦略会議・IT戦略本部合同会議が開催され、検討が行われた結果、世界的規模で生じているIT革命に我が国が的確に対応し、インターネット等を通じて自由かつ安全に多様な情報や知識を受発信することにより、創造的かつ活力ある発展が可能となる社会を形成することが喫緊の課題であるとの認識の下、「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）」を制定すること（平成12年11月成立、平成13年1月施行）、経済のIT化が進展する中で書面の交付あるいは書面による手続を義務付けている規制が電子商取引等の障害要因になっているとの指摘を踏まえ、民間取引において書面交付を義務付けている法律（50本）を一括改正すること（平成12年11月成立、平成13年4月

施行）IT担当大臣の指示により電子政府の推進（オンライン化時期の前倒し等）、電子商取引等促進のための法案、高速インターネット網の整備等のための法案を策定すること等が決定された。さらに、平成12年11月に開催されたIT戦略会議・IT戦略本部第6回合同会議においては、我が国が5年以内に世界最先端のIT国家となることを目標とする「IT基本戦略」が策定された。

平成13年1月には、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するため、IT基本法第25条に基づき内閣に高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT戦略本部）が設置され、第1回戦略本部会合において、「IT基本戦略」に基づき、IT国家戦略として「e-Japan戦略」が決定された。さらに、平成13年3月に開催された第3回戦略本部会合においては、IT基本法第35条に基づき、「e-Japan戦略」を具体化する「e-Japan重点計画」が決定された。また、「e-Japan戦略」及び「e-Japan重点計画」を各府省の平成14年度の施策に反映する年次プログラムとして、「e-Japan2002プログラム」を6月末を目途に策定する予定である。

図表 IT革命の推進に向けた政府の戦略体制の整備



## 2 IT社会の推進に向けた基本政策

## 5年以内に世界最先端のIT国家となることを目指す

政府においては、IT革命推進を戦略課題として位置付け、その基本戦略として第1回戦略本部会合において「e-Japan戦略」が決定され、第3回戦略本部会合において、「e-Japan戦略」を具体化し高度情報通信ネットワーク社会の形成のために政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策を明示した「e-Japan重点計画」が決定された。

今後IT戦略本部を中心とした内閣のリーダーシップのもとに本計画を確実に実施するとともに、IT戦略本部では、毎年春に施策の推進状況の調査と本重点計画の見直しを、また毎年秋に施策の推進状況の調査を継続的に実施し、必要に応じて新たな施策を重点計画に加えることにより、世界最先端のIT社会への転換を迅速に推進することとしている。また、この政策を円滑かつ確実に遂行するため、15の関連法案のうち12法案が第151回国会に提出された。

また、「e-Japan戦略」及び「e-Japan重点計画」を各府  
図表 e-Japan戦略（要旨）

省の平成14年度の施策に反映する年次プログラムとして、「e-Japan2002プログラム」を6月末を目途に策定する予定である。

## e-Japan戦略

我が国は、21世紀を迎え、全ての国民が情報通信技術（IT）を積極的に活用し、かつその恩恵を最大限に享受できる知識創発型社会の実現に向けて、既存の制度、慣行、権益にしばられず、早急に革命的かつ現実的な対応を行わなければならないとして、超高速ネットワークインフラの整備及び競争政策、電子商取引ルールと新たな環境整備、電子政府の実現、人材育成の強化の4つの重点政策分野に集中的に取り組むことによって、市場原理に基づき民間が最大限に活力を発揮できる環境を整備し「我が国が5年以内に世界最先端のIT国家となること」を目標として「e-Japan戦略」が策定された（図表）。

我が国は、すべての国民が情報通信技術（IT）を積極的に活用し、その恩恵を最大限に享受できる知識創発型社会の実現に向け、早急に革命的かつ現実的な対応を行わなければならない。市場原理に基づき民間が最大限に活力を発揮できる環境を整備し、5年以内に世界最先端のIT国家となることを目指す。

## I. 基本理念

## 1. IT革命の歴史的意義

## (1) IT革命と知識創発型社会への移行

IT革命は産業革命に匹敵する歴史的大転換を社会にもたらす。ITの進歩により、知識の相互連鎖的な進化が高度な付加価値を生み出す知識創発型社会に移行する。

## (2) 新しい国家基盤の必要性

我が国が繁栄を維持して豊かな生活を実現するには、新しい社会にふさわしい法制度や情報通信インフラなどの国家基盤を早急に確立する必要がある。

## 2. 各国のIT革命への取組と日本の遅れ

## (1) 各国のIT国家戦略への取組

知識創発のための環境整備が21世紀の各国の国際競争優位を決定するため、欧米・アジア諸国はIT基盤構築を国家戦略として集中的に進めようとしている。

## (2) 我が国のIT革命への取組の遅れ

我が国のインターネット利用の遅れの主要因は、地域通信市場の独占による高い通信料金、公正・活発な競争を妨げる規制の存在等、制度的な問題にある。

## 3. 基本戦略

## (1) 国家戦略の必要性

世界最先端のIT環境の実現等に向け、必要な制度改革や施策を5年間で緊急・集中的に実行するには、国家戦略を構築して国民全体で構想を共有することが重要である。

民間は自由で公正な競争を通じて様々な創意工夫を行い、政府は、市場が円滑に機能するような環境整備を迅速に行う。

## (2) 目指すべき社会

すべての国民が情報リテラシーを備え、豊富な知識と情報を交流し得る。

競争原理に基づき、常に多様で効率的な経済構造に向けた改革が推進される。

知識創発型社会の地球規模での発展に向けて積極的な国際貢献を行う。

## II. 重点政策分野

## 1. 超高速ネットワークインフラ整備及び競争政策

## (1) 目標

5年以内に超高速アクセス（目安として30～100Mbps）が可能な世界最高水準のインターネット網の整備を促進し、必要とするすべての国民が低廉な料金で利用できるようにする（少なくとも3000万世帯が高速インターネット網に、また1000万世帯が超高速インターネット網に常時接続可能な環境の整備を目指す。）

1年以内に有線・無線の多様なアクセス網により、すべての国民が極めて安価にインターネットに常時接続することを可能とする。

IPv6を備えたインターネット網への移行を推進する。

## (2) 推進すべき方策

超高速ネットワークインフラの整備及び競争の促進

ア) 非対称規制の導入、各種規制の大幅な見直し、事前規制の事後チェック型行政への転換、支配的事業者の反競争的行為に対する監視機能の強化、利用者の苦情及び事業者間紛争等への迅速な対応等のための専門機関の設置、並びに公正取引委員会の機能強化による競争阻害行為排除

イ) 光ファイバー等の公正・公平な利用促進のための明確なルール等の設定

ウ) 無線周波数資源について、オークション方式なども考慮に入れた公正・透明な割り当ての検討・実施

情報格差の是正、研究開発の支援・促進、国際インターネット網の整備

## 2. 電子商取引

2002年までに、電子商取引を阻害する規制の改革、既存ルールの解釈の明確化、電子契約ルールや消費者保護等に関する法制整備等誰もが安心して電子商取引に参加できる制度基盤と市場ルールを整備し、電子商取引の大幅な普及を促進する。

## 3. 電子政府の実現

2003年までに、行政（国・地方公共団体）内部の電子化、官民接点のオンライン化、行政情報のインターネット公開・利用促進、地方公共団体の取組み支援等を推進し、電子情報を紙情報と同等に扱う行政を実現し、幅広い国民・事業者のIT化を促す。

## 4. 人材育成の強化

インターネット接続環境の整備による国民の情報リテラシーの向上、ITを指導する人材の育成、IT技術者・研究者の育成（2005年までに米国水準を上回る高度なIT技術者・研究者を確保）及びコンテンツ・クリエイターの育成に取り組み、人材という基盤を強固なものとす。

e-Japan重点計画

「e-Japan重点計画」では、「e-Japan戦略」が目指す「世界最先端のIT国家」、すなわち高度情報通信ネットワーク社会を、第一に、「全ての国民がITのメリットを享受できる社会」、第二に、「経済構造改革の推進と産業の国際競争力の強化が実現された社会」、第三に、「ゆとりと豊かさを実感できる国民と、個性豊かで活力に満ちた地域社会が実現された社会」、第四に、「地球規模での高度情報通信ネットワーク社会の実現に向けた国際貢献が行われる社会」と捉え、官民の役割分担を示した上で、その実現のために特に重点的に施策を講ずべき5分野、(1)世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成、(2)教育及び学習の振興並びに人材の育成、(3)電子商取引等の促進、(4)行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進、(5)高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保について具体的な目標、達成期限が明確である施策を盛り込み、集中的に取り組むこととしている。また、5分野の施策を推進して高度情報通信ネットワーク社会を実現するに当たっては、重点的な対応が必要となる横断的な課題が存在することから、(1)研究開発の推進、

(2)デジタル・ディバイドの是正、(3)社会経済構造の変化にともなう新たな課題への対応、(4)国際的な協調及び貢献の推進の4つの課題についても積極的な対応を行っていることとしている(図表 )。

e-Japan2002プログラム

「e-Japan2002プログラム」は、「e-Japan戦略」及び「e-Japan重点計画」を各府省の平成14年度の施策に反映する年次プログラムとして、6月末を目途に策定する予定である。第4回IT戦略本部(平成13年5月31日)に提出された「e-Japan2002プログラム(案)」では、平成14年度におけるIT施策については、(1)高速・超高速インターネットの普及の推進、(2)教育の情報化・人材育成の強化、(3)ネットワークコンテンツの充実、(4)電子政府・電子自治体の着実な推進、(5)国際的な取組の強化の5本の柱を基本的な方針として、重点化を図ることとされている。政府としては、本プログラムに基づき、IT施策を集中的、包括的に実施することにより、「e-Japan戦略」に掲げられた目標の確実な達成を図る予定である。

図表 e-Japan重点計画の概要

<p><b>1 位置付け</b></p> <p>e-Japan戦略を具体化 政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策の全容を明示(IT基本法第35条)</p>									
<p><b>2 主要施策</b></p> <table border="0"> <tr> <td> <p><b>1 世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成</b></p> <p>公正競争条件の整備 超高速ネットワークインフラの形成推進 研究開発の推進 放送のデジタル化の推進</p> </td> <td> <p><b>4 行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進</b></p> <p>行政の情報化 公共分野における情報通信技術の活用</p> </td> </tr> <tr> <td> <p><b>2 教育及び学習の振興並びに人材の育成</b></p> <p>学校教育の情報化 IT学習機会の提供 専門的な知識・技術を有する人材の育成</p> </td> <td> <p><b>5 高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保</b></p> <p>制度・基盤の整備 政府部内の情報セキュリティ対策 民間部門の情報セキュリティ対策 重要インフラのサイバーテロ対策 研究開発・人材育成・国際連携</p> </td> </tr> <tr> <td> <p><b>3 電子商取引等の促進</b></p> <p>規制の見直し 知的財産権の適正な保護及び利用 消費者保護</p> </td> <td> <p><b>6 横断的な課題</b></p> <p>研究開発の推進 デジタル・ディバイドの是正 国際的な協調・貢献の推進</p> </td> </tr> <tr> <td> <p>新たなルールの整備 中小企業</p> </td> <td> <p>新たな課題への対応</p> </td> </tr> </table>		<p><b>1 世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成</b></p> <p>公正競争条件の整備 超高速ネットワークインフラの形成推進 研究開発の推進 放送のデジタル化の推進</p>	<p><b>4 行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進</b></p> <p>行政の情報化 公共分野における情報通信技術の活用</p>	<p><b>2 教育及び学習の振興並びに人材の育成</b></p> <p>学校教育の情報化 IT学習機会の提供 専門的な知識・技術を有する人材の育成</p>	<p><b>5 高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保</b></p> <p>制度・基盤の整備 政府部内の情報セキュリティ対策 民間部門の情報セキュリティ対策 重要インフラのサイバーテロ対策 研究開発・人材育成・国際連携</p>	<p><b>3 電子商取引等の促進</b></p> <p>規制の見直し 知的財産権の適正な保護及び利用 消費者保護</p>	<p><b>6 横断的な課題</b></p> <p>研究開発の推進 デジタル・ディバイドの是正 国際的な協調・貢献の推進</p>	<p>新たなルールの整備 中小企業</p>	<p>新たな課題への対応</p>
<p><b>1 世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成</b></p> <p>公正競争条件の整備 超高速ネットワークインフラの形成推進 研究開発の推進 放送のデジタル化の推進</p>	<p><b>4 行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進</b></p> <p>行政の情報化 公共分野における情報通信技術の活用</p>								
<p><b>2 教育及び学習の振興並びに人材の育成</b></p> <p>学校教育の情報化 IT学習機会の提供 専門的な知識・技術を有する人材の育成</p>	<p><b>5 高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保</b></p> <p>制度・基盤の整備 政府部内の情報セキュリティ対策 民間部門の情報セキュリティ対策 重要インフラのサイバーテロ対策 研究開発・人材育成・国際連携</p>								
<p><b>3 電子商取引等の促進</b></p> <p>規制の見直し 知的財産権の適正な保護及び利用 消費者保護</p>	<p><b>6 横断的な課題</b></p> <p>研究開発の推進 デジタル・ディバイドの是正 国際的な協調・貢献の推進</p>								
<p>新たなルールの整備 中小企業</p>	<p>新たな課題への対応</p>								

1 重点計画には、「我が国が5年以内に世界最先端のIT国家となることを目指す」というe-Japan戦略の目標達成に資するもので、「具体的目標」及び「達成期限」が明確な施策を盛り込む。  
2 重点計画は、毎年春に「施策の推進状況の調査」及び「見直し」を行い、毎年秋にも「施策の推進状況の調査」を実施。

### 3 IT社会の推進に向けた総務省における横断的取組

#### 総務省IT推進有識者会議の設置、地域IT推進のためのアクション・プランの策定

IT革命の推進は喫緊の国家課題であることから、21世紀を迎え、全ての国民がITを積極的に活用し、かつその恩恵を最大限に享受できる知識創発型社会を早期に実現するため、現在、政府を挙げて積極的に取り組んでいるところである。総務省ではその取組の中核を担うものとして、具体的な施策展開の在り方について、情報通信分野、地方行政分野など各分野の有識者の参集を求め、意見等を聴取することにより、今後の総務省における施策の検討に資することを目的として平成13年1月から「総務省IT推進有識者会議」を開催している。

本会議では、「情報格差」の解消を最大の政策課題と位置付け、国・地方・民間の各レベルにわたる情報通信ネットワークの整備・高度化や、利用面における地域間・地方公共団体間・個人間の格差是正などの施策推進を図る観点から、施策推進に向けての課題や、事業者、地方公共団体、生活者など利用者の視点から意見等を聴取することとし、「地域間・地方公共団体間の情報格差」及び「個人間・国際的な情報格

差」を論点とする2つのワーキング・グループを設け、平成13年7月までに提言を取りまとめる予定である。

また、情報通信技術の恩恵を全ての国民が享受するためには、地方公共団体においても、IT革命の進展に対応して情報化施策を的確に推進していく必要があり、このような地方公共団体における取組を積極的に支援するため、平成12年7月に自治省（現総務省）は、大臣を本部長とする「IT革命に対応した地方公共団体における情報化推進本部（地域IT推進本部）」を設置し、同年8月には地方公共団体が早急に取り組むべき事項等を具体的に示した「IT革命に対応した地方公共団体における情報化施策等の推進に関する指針」を策定した（図表）。同年12月には、その指針に盛り込まれた内容の計画的な推進を図るため、総務省が取組む事項等を年度ごとに明示したアクション・プランを策定した。本アクション・プランでは、平成15年度までに電子政府の基盤を構築するという国の方針を踏まえ、平成15年度までを計画期間としている。

図表 地方公共団体の情報化施策等の推進

